

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

209

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村に、法定受託事務及び協力・連携事務の処理に必要な年金情報を見ながら市民対応が可能なシステム（年金事務所と同様のもの）を設置し、事務の適正化や市民の満足度向上に繋がるよう、運用の改善を求める。

具体的な支障事例

国民年金法では、その事業の事務の一部を市町村長が行うこととすることができるとしており、市町村は法定受託事務及び協力・連携事務として、住民からの届出受付等の窓口業務を一部担っている。窓口において、住民から申請や問い合わせ等があった場合、その対応のために年金記録の確認が必要になる。この際、市町村が年金記録を確認する手段としては、①年金機構が設置した市町村向けのコールセンターへの確認、②ねんきんネットでの確認、③年金事務所への電話照会の3つがある。①、③は電話問い合わせになるため、窓口に来られている住民と話をしながら状況を確認することができず、確認している間お待ちいただくざるを得ない。また、聞き間違い等による誤りが起きる可能性がある。②では確認できる範囲が限定（納付記録は過去5年分のみ等）されており、情報が不足することがある。このため、現在は原則として年金事務所のみ設置されている年金情報照会用のシステム（ウインドマシン）を市町村の窓口を設置するなど、市町村の窓口において確認可能な年金記録の範囲の拡大を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

より詳細な情報を迅速に確認できるようになることで、住民サービスの向上に資する。

根拠法令等

国民年金法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

湯沢市、川崎市、厚木市、新潟市、八幡浜市

○広島市と同様の事例があり改善を必要としている。  
市町村は法定受託事務として、住民からの届出受付等の窓口業務を一部担っており、窓口において、住民から申請や問い合わせ等があった場合、その対応のために年金記録の確認が必要となる。市町村が年金記録を確認する手段としては、広島市と同様、①年金機構が設置した市町村向けのコールセンターへの確認、②ねんきんネットでの確認、③年金事務所への電話照会の3つとなるが、迅速に確認することができず、お待たせしてしまうことがある。

○法定受託事務及びこれに付随する事務や一般的な年金の相談等については、すべての年金加入記録が必要となるが、電話による問い合わせで時間を要する場合や相談内容によっては1回の電話では情報が不足する場合も多く、各種年金手続のため多くの住民が来庁していることから窓口での順番待ちや相談時間が長時間になっているのが現状である。

このため、事務処理の効率化や住民サービス向上に向けて、平成27年度に全国1,724市中318市区町村へ貸与されている社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置(ウインドマシン)について、新規貸与を管轄の年金事務所へ要請しましたが、予算的な事情等により新たな自治体への貸与は困難との理由で貸与がされていない。

事務の適正化や効率化、市民サービス向上に向けて、要望がある市町村に対するウインドマシンの貸与についての運用の改善が必要である。

○市民の方から年金の申請や相談があった場合、年金記録の確認のため、コールセンターや年金事務所へ電話照会しているが、電話が繋がりにくいことが多い。また記録を見ながら窓口に来られている市民と話をしながら状況を確認することができず、確認に時間がかかり長時間お待たせし市民にご迷惑をかけることがある。

当市では年金ネットを導入しているが確認できる範囲が限定されており、電話照会で確認することが多いのが現状である。

年金情報照会用のシステム(ウインドマシン)を市町村の窓口を設置することにより、確認可能な年金記録の範囲が拡大し、より詳細な情報を迅速に確認でき、市民サービスの向上につながるため運用の改善を求める。

○当町においても、年金記録を確認するため、年金機構が設置した市町村向けコールセンターへの確認と、詳細な記録は年金事務所への電話照会を行っている。

電話による確認のため、窓口や電話で住民と対話しながら状況確認が行えず、聞き間違い等による誤りが起こる可能性がある。

また、年金事務所への電話は繋がりにくいことが多く、そのつど住民にお待ちいただいている。住民個人から年金事務所への問い合わせも繋がりにくいため、市町村への相談が増加傾向にあると思われる。

市町村による年金記録の照会方法の拡大の必要性があると考えます。

○本市においても、広島と同様に事務処理を行っているところである。

事務処理において、「ねんきんネット」による情報照会では情報が不足しており、日本年金機構へ電話によることが多く、また、電話がかかりづらいなどの問題もあり、加入記録等を照会する際には苦慮しているところである。また、全国都市国民年金協議会、政令指定都市からもこの問題について、毎年改善の要望を行っているところである。

○広島市の提案内容、提示されている支障事例等、当市においても同様である。現在、市町村が単独で有する情報はなく、法定受託事務に係る業務でさえ、すべてをコールセンターや年金事務所へ電話確認しなければ行えない。(ねんきんネットでは情報が不足するため、ごく補足的に使用するだけ。)

毎年度、全国都市年金協議会で国民年金業務の日本年金機構への一元化を要望しているのもこの点によるが、厚生労働省の「住民台帳や市町村民税課税台帳などの公簿を備えている市区町村が住民にとって身近な窓口であり、住民サービスの観点からも大きな意義があるものと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。」という回答は理解できる点もあり、そうであればなおのこと、年金情報照会用のシステム(ウインドマシン)を全市町村窓口へ配置可能とするか、ねんきんネットの閲覧可能情報を充実していただくことを求める。

○窓口での住民対応における年金記録等の確認手段は、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所への電話照会である。

提案市同様、電話確認中は来庁者を待たせることにはなっている。

年金事務所と同じシステムを用いてリアルタイムで内容の確認ができることで、お待たせ時間の削減になり市民サービス向上につながる。

○過去にウインドマシンの貸与を受けたが、その使用目的が「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、「厚生年金加入記録のお知らせ」に係る相談対応に限定されていたため、通常業務に使用することができず契約廃止した経過がある。また、市町村への貸与台数も限られていた。現在も日本年金機構から貸与を受けるよう勧められているが、用途は以前と変わっていない。

しかし、より詳細な情報を速やかに確認できることで住民サービスの向上に資する観点から、市町村窓口で使用できる環境を整備したうえでウインドマシンの貸与を検討する必要がある。

## 各府省からの第1次回答

社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置(以下「WM」という。)の市町村への設置については、平成20年度より、「市区町村における「ねんきん特別便」に関する相談の協力について」(平成20年3月25日付け社会保険庁運営部企画課長・年金保険課長連名通知)により、年金記録問題への対応として、利用を希望する市町

村は、日本年金機構(平成21年12月末までは社会保険庁)から借り受けすることが可能となっている。(平成27年度末時点で324市町村が利用。リース料、通信費等は日本年金機構が負担。)

また、平成22年度からは、「平成22年度における市町村への可搬型窓口装置の貸与(指示・依頼)」(平成22年4月1日付け日本年金機構事務連絡)により、年金記録問題にかかわらず、年金記録全般の相談についてWMを使用できるように利用範囲を拡大したところであり、御提案の趣旨については既に実施済であると考えます。

なお、今般こうした御提案があったことを踏まえ、市町村に対するより一層の周知が求められていると思われることから、日本年金機構において、市町村に対して、WMの貸与についての周知を毎年度実施する等、より一層の周知を図ることとしたい。(WMの設置が、市町村事務の負担増に繋がるとして、WMの設置に消極的な市町村も存在するため、希望する市町村にのみ設置しているところであり、一律に全市町村にWMを設置することは考えていない。)

## 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

重点事項通番: 42

管理番号	68	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止				
提案団体	酒々井町				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 【制度改正の必要性】

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。

都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。

本町は、町域が小さい(19.02km<sup>2</sup>)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。

※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)

これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。

## 【具体的な支障事例】

現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。

## 根拠法令等

都市計画法第19条第3項

## 各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方分権改革の目指すべき方向性は、地方の活力を高め、強い地方を創出することにあるが、そのためには、地方がさまざまな行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主導の地域再生を実現することで、初めてそれが可能となることは言を俟たない。

しかしながら、「まちづくり」の分野において、当町は、県のマスタープラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉都市計画として隣接する佐倉市と一体として取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意を必要とされていることで、自由度や独自性を発揮することが難しい状況にある。

平成7年に旧地方分権推進法が制定されて以来、国・地方を挙げた地方分権の取組みにより、基礎自治体の体制整備は進んできており、いまだ市と町村で異なる取扱いが存在することに合理性は認められないことから、市同様に町村も一律に協議とすることを要望したい。

## 全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。

○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議

決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

## 6【国土交通省】

(12)都市計画法(昭43法100)

(iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

## 6【国土交通省】

(14)都市計画法(昭43法100)

( )町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。